

民主政と越境的直接行動 ——太地町における反捕鯨活動の批判的考察——

野村 康 (nomura.ko@a.mbox.nagoya-u.ac.jp)
〔名古屋大学〕

Democracy and direct action across borders: A critical analysis of anti-local whaling in Taiji, Japan
Ko Nomura
Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

Direct action is often regarded as a response to democratic deficit because it can sensitize the general public to the cause of the marginalized, stimulating communication among individuals of different walks of life in society. However, such theoretical discussion has mainly been limited to domestic situations, despite the development of transnational activism in practice. This paper examines a case of trans-border direct action – a contentious anti-whaling protest by the Sea Shepherd Conservation Society in a town in Japan. It illustrates that trans-border direct action can be detrimental to democracy for sustainability, largely because of the disparity of power related to communication in the global society. Such action might even pave paths for the powerful to pressure the weak. At the international level, the group legitimized its civil and uncivil forms of disobedience by using advanced English language and media skills to overwhelm the voices of local actors. At the local and national levels, the group's action lacked support and legal-democratic efforts through communication and discussion with stakeholders. Thus, the group failed to save the lives of cetaceans and to strengthen anti-whaling activism. Re-examination of the nexus between radical activism, communication and sustainability that involves social and cultural diversity is recommended.

Key words

civil disobedience, transnational activism, Sea Shepherd Conservation Society, environmental group, NGO

1. はじめに

日本国内にも反捕鯨活動は存在するが、しばしば報道されているように、海外の団体の抗議活動の過激さは際立っている。捕鯨に反対する理由やその正当性（＝捕鯨の是非）については、既に多くの議論が行われている。それでは過激な抗議活動はどの程度、手段として正当なのだろうか。

筆者がこの疑問を持ったのは、和歌山県東牟婁郡太地町における捕鯨がドキュメンタリー映画「ザ・コーヴ」で取り上げられたことにより、多くの活動家が海外から現地を訪れ、盛んに抗議活動を行うようになったことがきっかけである。南極海という公海上で日本が行う調査捕鯨を妨害する行為は広く知られているが、過激な手段の正当性は、抗議活動が他国（この場合日本）の一地域を対象として行われる場合により大きな問題となる。すなわち、基本的人権などの、ある程度国際的に共有された価値をめぐる異議申し立てならともかく、捕鯨のような議論が分かれる問題において、異なる政治的・社会的・文化的属性を持つ活動家が国境を越えて、現地の人々の生業を脅かすことは正当なのだろうか。一見不当に思えるものの、そうした手段を前面に出す海外の団体が、母

国では一定の支持を受けていることもまた事実である。

本稿はこの疑問に関連して、太地町の事例を批判的に分析し、考察を進めたものである。筆者の専門性に即して政治学に依拠した考察を行っているが、政治学が社会的な衝突・紛争についての、ないしそれを避けるための学問（クリック、2003）であるならば、その選択は適切だろう。しかしながらこの研究テーマは筆者にとって新しく、論ずべきポイントは多岐にわたるため、独立した論考として本稿だけで完結するのは難しい。したがって、暫定的な形でこの疑問に対する回答を提示しつつ、この問題が内包する学問的諸課題を整理するような、今後の研究活動につなげていくための「試論」として本稿を位置づけたい。

1.1 政治学的文脈

環境問題は、多様な利害や価値観を内包する高度に政治的な問題である（野村、2010）。自然環境問題を例にとると、その自然を手付かずのままに残すべき（＝保存）か、人間が経済的に利用しながらバランスを取っていくべき（＝保全）か、科学的・文化的・社会的な観点から異なる意見に耳を傾けて適切な意思決定を行う必要がある。

したがって、渡り鳥やクジラ・マグロなどの広範囲に渡って越境的に移動する野生生物を保護するためには、国際社会に存在する一層多様な利害関係や社会的・文化的要求を適切に反映できる政治過程が求められる。しか

しそれは容易なことではなく、中でもクジラの保護＝捕鯨問題は、異なる言説や文化的主張が対立する最も論争的な環境問題の一つになっており（Kalland, 2009）、捕鯨に反対する多くの環境団体が穏健あるいは過激な形で政治的議論を巻き起こしていることは広く知られている。激しい政治的対立が顕在化し議論が膠着しているこの問題は、民主的な意思決定・解決能力の限界も問うているといえるだろう。

さて、これらの環境団体の重要な戦略の一つに「直接行動」がある。直接行動とは「ボイコットやスト、平和的な封鎖や占拠」（Carter, 2007, p.129）などを通じて、問題となっている行為（例えば環境破壊）に世間の注目を集めて議論を巻き起こしたり、そうした行為を物理的に妨害することである。Carter（2005, pp.246-247）は、国際社会では国内とは異なり、共通の主要なメディアが存在しないため、様々なメディアの注目を集めるような直接行動は、議論・コミュニケーションの促進という観点から重要な役割を担っていると主張する。さらに環境団体のグリーンピースを例に挙げながら、越境的な直接行動がコミュニケーションの手段であることを多くの事例が指し示しており、民主政における討議・熟議という考え方からも正当化できると論じている（Carter, 2007）。

民主政の観点から直接行動を擁護する議論は一般的であるが（後述）、その論理はどの程度、国境を越えたものについても当てはまるのだろうか。この点についての考察を進める前に、直接行動という幅のある概念の定義と構成要素を整理しておこう。まず直接行動は、「非協力・妨害・抵抗といった本質的には非暴力的な手段」（Carter, 2005, p.1）であるが、その中には違法行為も含まれ、それらは「市民的不服従」の一つとして把握されることが多い。

市民的不服従とは「何らかの信念や原則に基づいて、目的を持って公然と行われた法の不服従」（Goodwin, 1992, p.319）である。つまり、利己的な違法行為（例えば略奪）にならないように、何らかの「信念や原則」に基づく必要があり、何らかの法・政策等を変えたいという「目的」を持って行われるものである。また、その動機を世間に訴えて議論を巻き起こすことが狙いであるから「公然と」行われなければならない。市民的不服従は19世紀の哲学者 H. D. ソローの、奴隷制度やメキシコ戦争に抗議するための納税拒否のロジックをその端緒とする考え方で、ガンジーに代表されるインドの非暴力抵抗運動や、1960～70年代の欧米諸国における公民権運動などを擁護する際に援用されてきた。詳細については後述するが、より民主的な社会をもたらすのであれば、法に従わない行為も正当化され得るといって、民主政と密接に結びついた考え方である。

しかしこの30年間の傾向を見ると、活動家はガンジー的な非暴力的直接行動から、より攻撃的な活動を含む過激な形で、直接行動を理解するようになってきている（Carter, 2007）。環境の分野でもラディカルな団体が、以前に増して違法な妨害・破壊活動を含む直接行動を展開するようになった。これらは、環境に深刻な悪影響を及ぼしてい

る個人や企業に対して、法にとらわれない形で経済的な損害を与える戦術（Vanderheiden, 2008, p.301）と定義される「エコタージュ」（eco-sabotageの短縮形）とも呼ばれ、しばしば報道されている。

エコタージュが市民的不服従にどこまで含まれるかは、議論が分かれる。例えば、エコタージュは経済的な不利益を与えることを主目的とし、しばしば人目につかないように行われ、活動家はその違法行為に対する処分を逃れようとするという点から、市民的不服従とは区別すべきだとする論者もいる（Vanderheiden, 2008）。一方で Welchman（2001）は、昨今の活動の過激化にともなう概念の拡大を踏まえて、エコタージュの一部は暴力的ではなく一般市民に脅威を与えないことから、市民的不服従に含めて良いとする議論を展開している。

エコタージュよりも過激な、しばしば「エコテロリズム」と呼ばれる活動も近年増加している（Liddick, 2006; 浜野 2009）。エコタージュとエコテロリズムの区別は難しいが、テロリズムという言葉が意味するところからも分かるように、人々に対する威嚇や（例えば脅迫状や爆弾予告）、物理的危害を与えるような暴力行為（傷害・放火・爆破など）がエコテロリズムに含まれる（Liddick, 2006, pp.71-75）。なお、こうした活動は直接行動と呼ぶには犯罪性が強すぎて不相当であり、エコテロリズムは直接行動とは区別して考えるべきという意見も多い（Liddick, 2006）。

ここで重要なのは、非合法的な直接行動も市民的不服従の範囲に収まる行為であれば、民主政への貢献ないし「民主主義の赤字」（democratic deficit）への対応として、しばしば理論的に正当化されてきたという点である⁽¹⁾。直接行動を擁護する論理は本質的に、上記の Carter の議論のように、周縁化された人々の訴えに対して一般市民の注意を向け、多数派を含む様々な人々との議論（特に弱者と強者の間の話し合い）を促進するという、直接行動の民主的効用を中心に据えたものになっている。

しかしながら後述するように、市民的不服従に関わる議論が主に想定してきたのは国内の状況であり、近年盛んな越境的な活動を踏まえたものではない。したがって、グローバル化の流れの中で多様化した手段や権力関係を視野に入れていないように思われる。例えば直接行動は政治的弱者が連帯して強者（国家や大企業など）に対して行うことが自明のように考えられており、それ以外の事態が想定されているように思われない。

それでは国内の議論と同様に越境的な直接行動は、社会的／文化的に大きく異なり地理的にも離れた集団間の民主的議論を促進し、環境保全に貢献するだろうか？グローバル化を背景に、越境的なエコタージュあるいはエコテロリズムが増加・多様化している昨今の状況（Liddick, 2006; 浜野, 2009）を踏まえると、こうした問いを考えることは、環境運動・NGO研究や直接行動・市民的不服従に関わる研究、捕鯨問題研究などの研究分野において、また環境と民主政の関係や、グローバル市民社会・シチズンシップを考える上で、何らかの示唆を与えてくれるだろう。

1.2 本稿の目的・対象範囲と定義

以上のような認識に基づき、本稿では越境的な直接行動を政治学的に、民主政と環境保全の文脈に着目しながら考えてみたい。その際、本稿では純粋な哲学的・理論的考察を行うのではなく、冒頭でも紹介した和歌山県太地町における反捕鯨活動の事例を考察し、そこから今後の研究に資する知見を引き出すことを目的とする。

現地での支持に欠ける中、外国人が国境を越えて直接行動を行い、地域住民・地域社会に影響を及しているという当該事例は、越境的な直接行動の問題点を浮き彫りにする上で適切である。太地町での活動はシー・シェパード・コンサーベーション・ソサエティ (Sea Shepherd Conservation Society; 以下シー・シェパード) という、過激な抗議活動を行うことで知られる環境団体が率いており、日本人はほとんど関与していない。また、ローカルレベルの反捕鯨運動は、当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼすにも関わらず、南極海などの公海上の直接行動に比してそれほど多くの考察がなされていないことから、捕鯨/反捕鯨関連の研究という面でもこの事例を取り上げることには意味がある。

本稿の研究対象範囲は、2012年春までの太地町における反捕鯨活動である。情報収集は、活動家や漁協関係者、町役場職員へのインタビューを中心とし、報道(新聞やテレビ番組)や活動家が活用するインターネット上の媒体(Facebookやウェブサイトなど)も情報源として活用した。(なお、本文中に「インタビュー」と出典表記されている情報は、すべて著者によるインタビューを通じて得られたものである。)太地町の問題については、英語による活動家側の見解があふれていることもあり、日本語による捕鯨関係者の意見を取る事に注力した。こうした情報源とラディカルな活動の正当性を検討するという設問の性質上、全体のトーンとしては反捕鯨活動に対して批判的な印象を与えるかもしれないが、本稿の焦点は抗議「手段」であり、その「目的」(=捕鯨/反捕鯨)自体の是非を問うものではない。

なお、太地町で捕獲される鯨類の中には、通常「イルカ」と呼ばれるものも多いが、本稿では便宜上クジラないし鯨類と総称し、個別に言及する場合のみ「〜イルカ」等の名称を使うこととする。理由としては、分類学上イルカが全てハクジラ亜目に入ることに加え、太地における現在の漁は、日本の捕鯨政策や太地における長い捕鯨の歴史と切り離しては適切に理解出来ないからである。したがって、太地で行われている鯨類の捕獲は、「イルカ漁」ではなく「捕鯨」と呼ぶことにする。(ちなみに、鯨類は哺乳類であることから、「漁」ではなく「猟」の字を当てるほうが適切とする意見もあるが一般的でなく、現地関係者の認識や政策上も漁業の一環として位置づけられていることから、「漁」の字を使うことにしたい。)

本稿はまず次節で、直接行動や市民的不服従に関する理論を整理する。続いて第三節で、太地町における反捕鯨活動の歴史を振り返り、第四節でそれを分析する。最後にまとめと、今後の研究課題について述べたい。

2. 理論的要点

2.1 直接行動の擁護：民主政への寄与

直接行動(特に市民的不服従等の違法行為)はどのような時に、通常の政治的手段と並んで正当化されるのだろうか。これまでの議論の要点を端的に記すと、軽視されている何らかの問題に対して市民の関心を集めて民主的な議論を活性化する時、すなわち民主政に寄与する時に直接行動は正当化され得る。したがって民主的に問題がある、いわゆる「民主主義の赤字」があることが、正当化の前提条件とされてきた(Carter, 2005, p.237)。

つまり直接行動は、何らかの民主主義の赤字に起因する無力感に対する応答として行われるものである。特に、国や大企業等と一般市民との間の政治的・経済的な力の格差が大きく、民主的政治過程が歪んでしまっている場合、後者(特に貧困層や周縁化された人々)がその歪みを明らかにし、改善するために容認されている(Carter, 2005, xi, p.228, p.230, p.239)。直接行動の対象には政府だけではなく私企業も含まれることが議論されており(ウォルツァー, 1993)、環境・動物福祉の分野でも例えばGarner(2004)は、動物の扱いが政治的争点にならないようにする政治力(いわゆる「非決定権力」)を畜産業界や動物実験を行う企業が有していることを理由に、それらの企業に対する直接行動を擁護している。

しかしながら、この「政治的弱者による民主主義の赤字への応答」という条件だけでは、どのような形の直接行動まで容認され得るのか不明確である。そこで本節ではマクファーレン(1977)が、この民主政への貢献という点に依拠しつつ示した4つの規準、「動機の正当性」「動機が不服従につながる正当性」「不服従の手法の正当性」「不服従の影響の正当性」に沿って、これまで行われてきた市民的不服従の理論的議論を整理してみたい。

まずは「動機の正当性」が判断規準の一つになるという議論がある。これは違法行為が利己的な動機に基づくものではなく、合理的で正当であること、すなわち公益・公共善に資するかどうかを見るものである。Bay(1967, p.168; 寺島, 2004, p.19による引用)はこれを「市民的不服従の目的は公的かつ限定されていなければならない…それは正義とか共通善という概念となんらかの関係を持たねばならない」と記している。

この立場よりさらに一步踏み込んで、動機は社会的に既に共有された価値に適うもので無ければならないとする論者もいる。Rawls(1971, p.365)によれば不服従の動機は、広く社会において共有され、政治的秩序の基盤となっている正義の原理に訴えかけるものでなければならず、個人的な倫理観や宗教的な信条、個人的/特定集団の利益に基づいたものであってはならない。

ラディカルな環境観を持つ動物解放論者や、生態系中心主義者の中には、動機の公共的な受容を求めるこのロールズのような「共和的」議論に異論を唱える者もいるだろう(Hettinger, 2003)。彼らは既存の正義観を変革しようとして訴えを起こしているからである(例えばSinger, 1973)。確かに市民的不服従とは、少数派による多数派な

いし主流の考え方に対する挑戦である。

しかし、そうしたラディカルな考え方も（現状ではそれを支持する人が多数派で無くとも）、Bay (1967) が言うように「なんらかの形で」公益・公共善のようなものに関連付けられる必要がある。さもないとこうした立場はあまりに違法行為に寛大で、法に基づく民主的統治を危険にさらすからである (Hettinger, 2003)。したがって直接行動は特定の個人・集団・宗教その他の私益に基づかないばかりでなく、それがなんらかの形で公共的な意味を持ち、公益や共通善に関する議論を引き起こすことが求められる。マクファーレン (1977, p.57, p.59) は、政治的不服従においては「自己正当化ではなく社会的正当化、言い換えるならば、他人に対してその行動が…社会全体にとって正しいのだと信じさせるべく試みることに関心がもたれる」とし、法を破る行為を正当化するためには、かなりの大衆的支持を集めうるか、もしくは最小限広範な大衆的反対を起ささない必要があるとしている。

その動機が公益に資するかどうかについては慎重に、それぞれの問題に即した議論に当たって考察を進める必要がある (Goodin, 1991, p.325)。本稿においては、クジラや捕鯨に関する科学的知見や環境・動物倫理などに依拠して、動機を検討する必要がある。

二つ目の規準は「動機が不服従につながる正当性」である。市民的不服従の論者は異口同音に、まず他の穏健な（合法的な）手段を試みてその限界を示すべきであり、直接行動はその上で行使される最後の手段でなければならぬと指摘している（例えば Rawls, 1971, p.373 ; Habermas, 1985）。これは、動物解放論で知られる哲学者ピーター・シンガーも例外ではない (Singer, 1973)。民主主義の赤字が条件である以上、他の政治参加の手法があるのであれば、不服従は正当化できないと考えるのは自然だろう (Carter, 2005)。言い換えると、通常の政治プロセスでは強者に対して弱者が無力であることが明らかになって初めて、不服従が正当な手段として認められるということである。まず話し合いを強調するこの規準は、永続的に少数派であるような人々（少数民族など）ではなく、意見や道徳的な面での少数派による異議申し立ての場合には特に重要になるだろう。

第三の規準である「不服従の手法の正当性」は、その手法が、動機や民主政の推進という前提条件に照らして適切かどうかを問うものである。例えば過剰な被害を及ぼしたり、人々を強制的な形で自らの主張に従わせてしまうような行為は、この規準には適わないため除外されるべきである (マクファーレン, 1977, p.61)。この観点から、市民的不服従においては市民性・市民的礼節 (civility) が重要となり、その行為が公然と行われ、誠実で相手に敬意を持っているかが問題となる。なぜなら市民的礼節は、民主主義の基礎となる将来の協力関係を危ういものとする行為を慎むよう求めるからであり、暴力だけではなく、侮辱や憎しみの言葉などは避けるべきだからである (Sabl, 2001) ⁽²⁾。市民的不服従は、それを正当化する最大の目的である民主化に貢献するような、コミュニケーション

を増大するものでなければいけない。ガンジーに触れながら寺島 (2004, pp.100-101) が論じるように、市民的不服従は「相手を傷つけるのではなく、忍耐と共感によって相手を誤りから引き離すこと」を目指しており、「非暴力の積極的な側面は、相手とのコミュニケーションの回路をつくっていくことにある」⁽³⁾。

この「市民性」という点は、ラディカルな環境・動物保護の活動家にとっては受け入れがたいかもしれない。環境を守るといふ動機が強すぎて、市民性が軽視されてしまうような状況も考えられ得るからである。しかしそういう場合でも第四の規準である、「不服従の影響の正当性」の観点から検討しなければいけない。つまり、状況を悪化させる可能性がある場合は、不服従は正当化され得ない (マクファーレン, 1977, p.61)。例えば Hettinger (2003) は、環境問題に関する攻撃的な不服従の結果、世論が反環境保全に傾き、環境運動全体に悪影響を与えることがないようにすることが必要だと述べている。

環境に悪影響を与える行為を物理的・強制的に直接ストップする活動は散発的になる可能性が高く、根本的・長期的な解決にはならないことに鑑みると、訴えている問題に対して社会的関心を高めることは、ラディカルな活動家にとっても必須である。こうした観点から、第三の規準で述べたように「市民性」が過度に損なわれることで市民の関心が離れてしまう、あるいは嫌悪感を生んでしまうのであれば、そうした直接行動は正当化できないということに留意したい。

2.2 既存の研究の範囲：越境性

それでは、このように民主政への寄与を念頭に置く市民的不服従の理論は、越境的な直接行動にも当てはまるのだろうか？顧みると、市民的不服従に関する議論は「国内の制度やある社会の内部における不正義に限定されてきた」 (Rawls, 1971, p.371)。社会運動が最も活発であった1970年代初頭におけるロールズのこの認識は、管見の限り現在においても妥当性を持つと思われる⁽⁴⁾。国際的な社会運動・NGOの研究は拡充しており、そこでは直接行動の事例もしばしば考察されているが（環境分野では例えば Wapner, 1996 など）、その正当性についての理論的議論が盛んに行われてきたとは言えないだろう。

したがってこれまで、少数の例外 (Carter, 2007 など) を除けば、直接行動や市民的不服従の地理的な限界は十分に議論されてこなかった。本稿の冒頭で述べたように、これまで見てきたような不服従の理論は、ある政治共同体の内部でその構成員が起こす行為について議論しており、共同体の外部からやってくる人・集団の逸脱行為や、共同体の外における逸脱行為についてはあまり考えてこなかった。

一方で興味深いことに、越境的な直接行動についての数少ない研究は、国際レベルの直接行動を正当化する際に、これまで見てきたような国内を前提とした理論を援用してきた (Carter, 2007)。つまり、強者と弱者の力の差が大きい無政府状態下のグローバル社会において、直接

行動がデモクラシーに貢献し得るという前提条件に沿って、その正当性を擁護しているのである。

確かに、国際社会には大きな「民主主義の赤字」が存在する。例えば、グローバル化を背景に多国籍企業は政治力を増し、金融・貿易などの国際的な枠組み作りにおいてもその影響力が増大する一方で、その活動をコントロールすることは、各国政府にとって一層難しくなっている。こうした中、多国籍企業の活動によって生活に影響を受ける市民が起こす越境的な抗議行動は、重要な民主的意義を有する。したがって Carter (2007, p.127) は、越境的な直接行動が「グローバルな民主主義の赤字に対する応答」であり、下からの政治力の創出であるとともに、「越境的なシチズンシップの表出」とみなす事ができると論じている。

民主的なグローバル社会の形成において、直接行動の有用性が認められることについては大筋で同意できるものの、Carter の議論はいささか理想主義的であり、より詳細な検証が必要に思える。なぜなら、グローバル社会における言語や文化、情報発信力の格差といったコミュニケーションの壁に十分な注意を払っていないように思われるからである。例えば、情報通信技術 (Information and Communication Technology; 以下 ICT) の活用に向けた英語話者と、そうした技術を持たない非英語話者を比べると、国際的なコミュニケーション能力に大きな差があるのではないだろうか。確かに、直接行動自体は言葉に頼ることが少ないが、それを発信するのは言葉であり、メディアを活用する能力に負うところが大きい。

したがって、地理的に離れた直接行動の正当性に関する議論は、情報・コミュニケーション強者の利益に沿う形で展開する可能性が高く、それによって進む「民主化」は必ずしも弱者の利益に沿うわけではない。Carter は、「弱者」が効果的に直接行動 (及び ICT) を活用して討議に参加できるということを暗黙の前提としており、直接行動を起こす人が弱者かどうか、弱者が効果的に言説を構築できるかどうか、などという点を十分に検討していない。越境的な直接行動の対象は「越境的な主体—多国籍企業や世界銀行のような国際機関、あるいは越境的に悪影響を与える国家」であり (Carter, 2007, p.130)、弱者＝市民が越境的連帯を通じてこうしたグローバル社会の強者に抵抗するような、民主主義の赤字への典型的な応答を想定しているのである。

しかしながら、英語力や ICT 活用能力の差を考慮すれば、弱者が必ずしも効果的に言説を組み立てられるとは限らず、不服従に訴えるのは必ずしも弱者とは限らないと想定することは重要であろう。また、ICT の発展に起因する新たな直接行動の形態がもたらす影響についても考慮する必要がある。本稿が見るように、越境的行動の対象はローカルレベルの組織であることもあり、必ずしも多国籍企業のような強者ではない。また、主体としてはその当該地域の住民を含まず、純粋に外国人による行動が越境的に起こることもある。このような場合に、越境的な直接行動がどこまで民主政に寄与するのか、そして

持続可能性の実現に資するのか、検討することには意義があるだろう。

3. 太地町における直接行動：歴史と違法性

3.1 日本における小型捕鯨と太地町

日本で現在行われている捕鯨は、国際捕鯨委員会 (International Whaling Commission: IWC) の許可を得て北西太平洋と南極海で行われている「調査捕鯨」と、IWC 管轄外の小型鯨類を対象とし各国ごとに対象種や捕獲量などの内容が定められる「沿岸捕鯨」に分けられる。日本では沿岸捕鯨は漁法ごとに管轄が分かれており、農水大臣の許可を受けて行われる「小型捕鯨 (捕鯨砲を積んだ小型捕鯨船による漁)」と、各都道府県知事の許可の下に行われる「追い込み漁 (船で湾内に群れを追い込んで、網で囲い込む漁) および「突きん棒漁 (手投げの銚で突きとる漁; 沖縄では石弓を使う) がある。追い込み漁は実質的には和歌山県のみで行われており (捕獲枠は静岡県にもある)、突きん棒漁は現在 7 道県で行われている。

太地町が位置する和歌山県は年間で計 2300 頭前後の鯨類の捕獲を認めている。漁期は通常 9 月から 4 月で、対象種はオキゴンドウ、マゴンドウ、ハナゴンドウ、バンドウイルカ、マダライルカ、スジイルカ、カマイルカの 7 種である。2009 年に和歌山県では追い込み漁と突きん棒漁合わせて、年間 1521 頭が捕獲されており、これは全国の約 14% に値する (小型捕鯨による捕獲は 22 頭のみ)。なお 2011 年の震災前のデータではあるが、全国的には岩手県が突出して多く、全国の捕獲頭数の約 8 割を占めている⁽⁵⁾。太地町漁協は、約 180 名の専業漁業者と 250 名の兼業漁業者から成り立っており、23 名 (13 隻) が追い込み漁に従事している⁽⁶⁾。突きん棒は追い込み漁より効率が悪いことから、通常、3 隻が従事するのみ (許可は 29 隻) であり、小型捕鯨は 12 名 (2 隻) が行っている。

太地町は人口約 3,500 人の、長閑な雰囲気がある小さな町である⁽⁷⁾。紀伊半島の南端近くに位置し、気候は温暖であるものの、熊野灘と紀伊山地に囲まれた土地は狭隘で、農業には適さない。また、大都市圏からのアクセスが悪いことから、その他の産業にも限界がある。町役場も経済振興に力を入れているものの、町の財政は地方交付税に大きく頼っている状況である (太地町役場職員、インタビュー、2011 年 9 月 28 日; 遠藤, 2010)。

そのため漁業、中でも太地町漁協の年間水揚げ高の約 3 分の 1 を占める捕鯨は、重要な産業である。「くじらの博物館」や国民宿舎「白鯨」等を中心とする観光産業の面でも、クジラは重要な位置を占めており、こうした施設は地域の教育・交流拠点としても大きな役割を担っている。

経済面だけではなく、捕鯨は太地において歴史的な重みを持つ。太地町はわが国における古式捕鯨発祥の地と言われており、明治以降、漁船の大遭難事故や漁法の近代化などの難局を経ながら現在に至るまで、わが国の捕鯨の一大中心地として、沿岸のみならず遠洋捕鯨にも多くの鯨捕りを輩出してきた⁽⁸⁾。技術的な変容こそあれ、

長い歴史を持つ捕鯨という営為は太地において特別な意味がある。

そうした歴史的経緯を背景に、太地町の社会・文化において捕鯨は重要かつ多面的な機能を有している（遠藤，2011）。例えば、食文化や祭事を通じて子どもたちは土地の伝統や信条を学び、鯨肉の贈与・交換は共同体のつながりを維持する上で重要な役割を果たしてきた。このような人と自然をつなぐ暗黙知・実践知を含む「捕鯨文化」は、社会が近代化する過程で変容を遂げつつも、現在まで受け継がれているといえる。

3.2 太地町における直接行動の歴史

太地町における反捕鯨活動は、米国を拠点とする環境保護団体シー・シェパードが、海外から来日する活動家を「コーヴ・ガーディアンズ」(Cove Guardians)として組織して主導している。シー・シェパードは1977年に、より過激な行動を志向してグリーンピースを脱退したポール・ワトソンによって設立された団体で、その名の通り海洋生態系に焦点を当てており、漁業・捕鯨・アザシ猟などに反対して様々な国で直接行動を展開している。捕鯨関係では例えば1986年にアイスランドで鯨肉加工施設を破壊し、捕鯨船を二隻沈めている（佐々木，2010）。他にもノルウェー人や、フェロー諸島民（デンマーク）、マカー族（アメリカ）が行う捕鯨も、シー・シェパードの直接行動の対象となってきた。

その過激な活動によって、シー・シェパードはしばしば「エコ・テロリスト」というレッテルを張られて批判されてきたが⁹⁾、メディアの関心を集めることには成功しており、後述のように多くの支援を受けるようになった。ワトソンによれば、真実はマスコミにとって重要ではないとして、関心を集めるためならば事実や数字を「でっちあげる」こともためらうべきではなく、「感情は事実に勝る」ことから、動物の子どもなどのシンボルを活用することが戦略上重要だと説いている（Watson, 1993a, pp.42-43）。シー・シェパードは報道番組だけでなく他の形でもメディアをうまく活用しており、その最たる例が、米国のケーブル局である「アニマル・プラネット」で2008年から放送されている「クジラ戦争（Whale Wars）」である。この番組は、南極海での日本の調査捕鯨に対するシー・シェパードの直接行動を取り上げたドキュメンタリー調のリアリティ・ショーであり、高い視聴率を誇っている（佐々木，2010）。

なお、米国の環境団体The Earth Island Instituteのプロジェクト「セーブ・ジャパン・ドルフィンズ」(Save Japan Dolphins)の一環で組織される「コーヴ・モニターズ」(Cove Monitors)というグループも、太地町で反捕鯨活動を行っている。セーブ・ジャパン・ドルフィンズはザ・コーヴに主演したリチャード・オバリーが率いている。しばしばシー・シェパードと同宿で移動も同じ車を使うなど行動自体は共にすることが多いが、コーヴ・モニターズはより小規模（通常1～2名）で、穏健な活動を展開していることから、本稿ではシー・シェパード／コーヴ・ガー

ディアンズに焦点を当てて議論を進めることとする。

外国人が太地町で反捕鯨活動を開始したのは2003年である。2003年10月6日に、追い込み漁で捕えたイルカの解体中、ビデオ撮影していたシー・シェパードのメンバーと漁業者が口論となり、メンバーが脚立で漁業者に暴行を加えたため警察に事情を聴かれるというトラブルがあった（石川，2004）。11月4日には、太地の捕鯨に反対する日として国際的にキャンペーンを行い、日本の在外公館などに対する抗議活動を展開した。そして、11月18日にシー・シェパードの活動家が、追い込み漁の網（ハナゴンドウが入った仕切り網）を切断し、威力業務妨害、器物損壊罪で逮捕されている。（略式起訴された活動家二人は、それぞれ罰金を支払って釈放された。）

2003年のこうした一連の活動の後、シー・シェパードは南極海調査捕鯨妨害活動に注力するようになり、太地町での目立った活動は見られなくなる。（なお、リチャード・オバリーはその間も毎年太地を訪れて、メディアへのアピールなどを続けている。）

しかし、2009年にザ・コーヴが上映されたことを受け（日本では2010年に公開）、一気に活動が活発化する。2010年に、シー・シェパードは再び太地での活動に乗り出し、10月29日には、前年までワトソンと一緒に南極海で調査捕鯨に対する直接行動を行ってきた活動家が中心となって設立したザ・ブラックフィッシュというグループが、生簀の網を切るという違法行為を行っている（吉岡，2011）。なお、現在も生け簀近くの海に活動家がしばしば入ることから、太地町漁協ではこうした行為を防ぐために夜間に警備員を雇うことを余儀なくされており、その費用が漁協の負担になっている（太地町漁協参与，インタビュー，2011年9月29日）。

他にも活動家は漁業者に対し、刑法・民法や県の迷惑防止条例に照らすと違法性が高い行為を日常的に繰り返している。例えば、漁業者の移動を妨げるべく車両の前に立ちふさがる（座り込む）業務妨害や、漁業者の顔にカメラを近づけて「殺し屋（killer）」「変質者（molester）」などの様々な罵詈雑言を長時間執拗に浴びせ、挑発する行為も悪質性が高い（NHK，2011；テレビ朝日，2011）。実際に、2011年9月から2012年1月の間、警察は軽犯罪法違反／和歌山県迷惑防止条例違反の疑いで、約25件の指導警告を行ったという（産経新聞，2012年1月22日）。個々の被害は大きくないものの、数日～数週間の短期滞在で次から次へと入れ替わりでやってくる活動家は、常時10人前後が漁の期間太地に滞在し、一年間に延べで100人以上にも達するため、積み重なるとその被害は深刻である。

また活動家は、ウェブサイトやFacebook、Twitterなどの媒体を通して現地の情報を発信しているが、これらの情報は、違法な撮影や監視活動によって得ているものが多い。具体的には立ち入り禁止区域への侵入や（落石危険地区は、町が立ち入り禁止にしている）、遊泳を度々行っている。

ウェブサイトについてはシー・シェパードの公式サイ

ト上に、コーヴ・ガーディアンズの活動報告用ページ「Cove Guardian Reports」を作成し、連日動画などを掲載している。同レポートは2010年9月3日～2011年3月10日までの約6か月間に、160回以上、平均週6回という頻度で更新され、動画も約40回掲載された。2011年9月から2012年4月の間にも、26本のレポートが追加されている。

ポイントは、シー・シェパードがこれらの情報発信活動を通じて、太地町・漁協に対する海外からの国際的直接的行動を促すことに注力していることである。実際にシー・シェパードは、日本国内で直接圧力をかけるよりも、海外から日本の関係者に圧力をかけることを活動の主目的としており、情報発信の対象は西洋人であるとコーヴ・ガーディアンズのリーダーは明言している（インタビュー、2011年12月21日）。シー・シェパードはこうした情報発信を通じて、活動への寄付や国際的な同時行動への参加などともに、太地町漁協等に圧力をかけるよう、頻繁に呼びかけている。

その結果、海外からの抗議電話・ファックスによる業務妨害が、漁協・町役場にとって深刻な迷惑行為になっている。町役場職員によれば多い時で約200件の国際電話があり、口頭での抗議や無言電話、クジラの鳴き声を長時間再生する、ファックスを流し続ける等の業務妨害が行われたという（インタビュー、2011年9月28日）。漁協でも同様の被害があり、多い時に1日40～50回かけてくる人もいるという（太地町漁協参与、インタビュー、12月22日）。こうした行為は、役場や漁協の通常業務の妨げになっており、違法性が高い。

2011年9月には、活動家がアップロードしたインターネット上の動画からダウンロードしたとみられる漁協職員の写真の首のところに切れ込みを入れ、英語と日本語で「kill」「殺す」などと書かれた脅迫状が、剃刀とともに太地漁協に届いたこともあった（毎日新聞、2011年9月17日）。脅迫状とシー・シェパードとの関連は不明であるが、画像の出典を考えると、シー・シェパードによる活動が何らかの影響を及ぼしていること否定できない。

これら一連の活動については違法性が高いとして、和歌山県警や海上保安庁が、2011年より警察力を増強している。具体的には、島尻湾に臨時交番をつくるとともにパトロールを強化して、未然に防ごうとしている。

ただし、違法行為を法的に処罰することで、直接的行動を抑制することは困難である。まず、現行犯で捕らえることは難しく、警察もまずは説得・警告にあたるという方針から、これまでのところ逮捕という形は少ない。また、民事訴訟についても、十分な証拠を集めるには時間がかかり（その間に活動家は帰国してしまう）、漁協にとっては裁判費用の負担も大きいと、現実的には難しいと言える（太地町漁協参与、インタビュー、2011年9月29日）。

さて、太地町で展開しているこれらの直接的行動は、グローバル化を背景とした新しい形態のものであると考えられる。入れ替わりで来日する外国人活動家が、逮捕されるレベルの活動を避けて継続的に小規模な直接的行動を繰り返し、ICTを使って海外にアピールすること

でシー・シェパードへの支援を増やすとともに、海外から直接現地に圧力をかけるという戦略（コーヴ・ガーディアンズのリーダー、インタビュー、2011年12月21日）は、グローバル化の進展によって可能になったと言えるだろう。

これらの直接的行動は、執筆時現在までも続いている。ただし、2011年は警察力の増強や、円高・震災の影響から海外からの参加者の数が多少伸び悩んでおり、2010年ほどの規模にはなっていない（コーヴ・ガーディアンズのリーダー、インタビュー、2011年12月21日）。

本稿の定義に従って整理すると、太地町における抗議活動は合法的な直接的行動と、市民的不服従とも考えられる違法な直接的行動が多い。精神的被害を与える行為や、経済的・物理的被害を伴うエコタージュとみなされる行為も見られるが、これがどこまで市民的不服従の枠内かは意見が分かれるかもしれない。（なお、エコテロリズムとみなすことが出来る活動は、脅迫状の件を除いては見当たらない。）それでは太地町におけるシー・シェパード（コーヴ・ガーディアンズ）によるこうした直接的行動は、民主政に寄与するものであろうか？次節では、前述のマクファーレンの4つの規準に沿って考えていきたい。

4. 考察

4.1 動機の正当性

まず科学的知見や環境・動物倫理学の議論を踏まえて、活動家の動機を公益との関連から検討したい。なお、検討すべきは越境的な直接的行動の動機として十分かどうかであり、捕鯨自体の是非ではない。また実際には、活動家の動機（反捕鯨の動機や直接的行動に関する考え方）は様々で、統一された見解はない。したがって、ここで検討する動機は代表的なものではあるが、全てではないことには注意が必要である。

さて前述のように、直接的行動の動機は、（既に広く受容されているかどうかはともかく）公益の観点から照らして正当化される。まず何らかの科学的根拠に裏打ちされている場合、ある程度国境を越えた形でその動機の妥当性は認められよう。太地のケースでは、捕獲されている種が絶滅危惧種であれば、動機に公益性を見出しやすい。しかしながら国際自然保護連合（IUCN）のレッドデータブックは、太地で捕獲されている種の多くを絶滅のおそれがない「Least Concern」に分類しており、それ以外の種も（科学的データが不十分であるとして明確な判断を避けているが）絶滅危惧種には指定していない⁽¹⁰⁾。また、活動家はすべての鯨類の捕獲に反対しており、個体数の多寡によって活動の対象を選別しているわけではないため、種の「保全」という立場から科学的に動機を正当化することは難しいだろう⁽¹¹⁾。

それではもっとラディカルな思想や倫理観—特に動物解放論の観点からはどうだろうか。生態系保全の観点から反捕鯨を訴えることが難しくなってきたことを背景に、反捕鯨活動家は動物福祉・動物権利の流れに一層依拠する傾向がある（Kalland, 2009）ことに鑑みると、この観点

から検討することは重要であろう。

動物解放論には大きく二つの流れがある。一つが動物の「有感性」(sentience)に注目した、Singer (1990)に代表される功利主義的な議論であり、痛みや苦しみを感じることが出来る動物の利害も考慮に入れた人間活動が求められるとする考え方である。もう一つが、Regan (1984)に代表される義務論的な権利ベースの議論であり、ある種の動物は自らの選好を満たすために意図的に行為する心的能力を持つ「生の主体」であるため、人間はそうした動物が主体的に生活を満たす可能性を奪ってはいけないとする考え方である。したがって、この考え方によれば、信念・記憶・感情などの心的能力を有しているかどうか重要になる(Regan, 1984, pp.73-75)。これら二つの流れが保護の対象とする範囲は完全に一致するわけではないが、いずれにせよ鯨類は「有感生物」でもあれば「生の主体」でもある。

全員ではないにせよ太地町にいる活動家は概ね、義務論に沿う形で心的能力を強調している。コーヴ・ガーディアンズの中心メンバーは、クジラ(イルカ)は自己意識があり、知的で高いコミュニケーション能力をもっていることから「人間と同様」であり、捕獲してはいけないと述べており(インタビュー, 2011年12月21日)、別のインタビューでも、クジラは言語や文化を有していることを反捕鯨の理由として強調している(NHK, 2011)。

それでは、動物解放論のようなラディカルな価値観は直接行動(特に不服従)の動機としての妥当性を越境的(ないし普遍的)に有しているだろうか⁽¹²⁾。人間と環境との関係や自然観・慣習は地域ごとに異なる中、普遍の真理として別の国のローカルコミュニティに受け入れるよう要求することができるのだろうか。

まず注目すべきは、鯨類の「保全」ではなく「保存」ないし「解放」すべきだという考え方が受け入れられている地域は、(現状では)地理的・文化的に偏っている点である。そうした主張を行う団体への支持・会員数は欧米(特に英語圏)に多いが、日本においては反捕鯨運動自体が欧米と比べて盛んではない上、権利・解放を明確に訴える団体はごく僅かである⁽¹³⁾。

こうした傾向は、「直接行動」という手段を前提とした場合には、より顕著になる。太地の捕鯨に反対する日本の団体も少数ながら存在するが、それらはシー・シェパードとは違うことを明言しており、直接行動に否定的である⁽¹⁴⁾。実際に、シー・シェパード(コーヴ・ガーディアンズ)のスタッフや漁協、役場の人に聞いても、日本人が太地町内で行われる直接行動に参加した事例はないという⁽¹⁵⁾。

一方で、太地にいる活動家のほとんどは英語圏から来た白人である。例えば、2011年9月から12月まで現地に来た活動家は約40人強であるが、居住国が判明した7割以上(計35人)が米・英・豪・加・南アフリカから来日している⁽¹⁶⁾。また、その他は一人を除きヨーロッパ人であるが「英語でコミュニケーションが取れないと集団として動けないので、コーヴ・ガーディアンズとしては認

めない」(インタビュー, 2011年12月21日)というシー・シェパードの方針から、全員英語が流暢である(シー・シェパードは現地での規律を強めるため、2011年期よりコーヴ・ガーディアンズへの参加を応募制にしており、英語能力も審査基準の一つである)。

こうした活動家の特性は、次のような人類学における知見とも合致する。すなわち、捕鯨に最も反対する層は、英語を話す豊かな国の白人(特に米国・英国)であり、それらは生産と消費が物理的・知的に分離されている地域である(Fielding, 2010, p.324)。さらに近年、動物解放団体が関与する英語の映像メディア(ザ・コーヴやクジラ戦争など)がこうした地域的な価値観を増長している。実際に現地で活動家に話を聞くと、抗議活動に参加するきっかけとしてザ・コーヴの影響を挙げる人が大多数であった。

その一方で、太地においては既述のように捕鯨は長い歴史を経て、多面的価値を持つようになっている。したがって、一方が正しく他方が間違っていると見做さない限りは、こうした違いは社会的・文化的違いによるものと考えるのが妥当だろう。しかしながら活動家は、太地における捕鯨を文化的側面ではなく、現地住民の理解不足という観点から捉えている(インタビュー, 2011年9月29日)。文化という点では、活動家は太地における捕鯨の技術的側面のみに着目し(=多面的価値を認めない)、現在の漁法はかつての漁法とは異なるため文化的な議論はナンセンスであるとの主張を展開している⁽¹⁷⁾。

筆者の専門とは異なるため、環境(動物)倫理的な議論にこうした社会的・文化的要素を含めることが適切かどうかは定かではない。そこで、仮に現在の社会的・文化的差異は重要ではないとして、活動家の倫理観が理論的に正しく普遍性を持つとしよう。

しかし、それでも第二節(2.1)で確認したように、民主政の観点から不服従の動機の正当性を論じるのであれば、当該地域社会内で公益との関連性が多少なりとも認められることが必要である。地域の人々との連帯が皆無であれば、どのような過激な意見でも国外からの直接行動が正当化され得ることになり、法の下での民主的統治が難しくなる。そうなる実質的には動機の正否ではなく、実力行使で物事が決することになってしまう。

したがって、まずはそうした連帯を生み出すべく注力することが求められるが、4.2や4.3で後述するように、活動家はこの点に取り組んでいるようには見えない。これについては、ラディカルな活動家が自らの可謬性を考慮せず、意見を異にする人々との話し合い・熟議に否定的であるという傾向に原因を求める向きもある。Hettinger (2003)は、シー・シェパードのポール・ワトソンとガンジーの言葉を例に取り、動物解放論者が、自身の動機に絶対の確信を持ち、敵対する人々が道徳的「モンスター」であると見做すような態度を批判している。ワトソンは、アイスランドの捕鯨に対する破壊行動に関して、「捕鯨は不快な反社会的な行為であり、撲滅すべき残虐行為である。したがって、アイスランド人の伝統や生活などと言

うくだらない指摘は不要だ」(Watson, 1993b, p.172)と主張する。これを引用し、Hettingerは、「敵対するものを悪魔化し、その見方を顧みないこの傲慢さに潜む危険性」を指摘し、我々は全て過ち得るため、不服従を自制するよう求めるガンジーの立場に同調している⁽¹⁸⁾。

市民的不服従というラディカルな手法は、制度化された政治的手法よりも慎重に行使されるべきであり、文化・社会的側面からの検証も重要だろう。人は過つものであり、グローバルな社会においては多様な文化や価値観が共存する。したがって、越境的な直接行動の正当性を判断する際は、当該地域内でその動機がどの程度受容されているかも重視すべきであり、そうでない限り民主的意思決定に悪影響を及ぼし得る⁽¹⁹⁾。特に自然との関わり方のような地域性が強い問題については、直接行動に先立って異文化間の議論・コミュニケーションを図ることが重要になる。

さて、これまでは「クジラの保護」が、シー・シェパードによる直接行動の動機だという前提に立って議論を行ってきた。しかしその動機・目的は、公益(=クジラ保護)ではなく団体の利益にあるという側面も否定できない。佐々木(2010, p.173)は、シー・シェパードにとって最小限の費用で最大限の効果が得られるのが太地町の追い込み漁を告発することであり、効果とは金集めのことであると記しているが、これはあながち誇張だとも言えない。実際に、2011～12年に太地での活動を継続するかどうかについては、このプロジェクトから得られる寄付金と、現地での活動経費を計算・比較して、ポール・ワトソン代表自身がその費用対効果(経済的利益)に着目して判断したという(コーヴ・ガーディアンズのリーダー、インタビュー、2011年12月21日)。個々の(団体の)利益のための行動であってはならないということが、直接行動の是非を判断する規準には含まれていたが、このシー・シェパードの動機がどうであったかは疑問が残る。少なくとも、越境的な直接行動の場合、こうした活動が自己利益のためかどうかの判断を確認することが難しいことは、十分考慮すべきであろう。(なお団体のリーダーではなく、直接行動に参加している活動家個人は、純粋に捕鯨に反対している人がほとんどであることは明記しておきたい。)

4.2 動機が不服従につながる正当性

シー・シェパードは太地町で直接行動に訴える前に通常の民主的制度に沿った手段を模索せず、直接行動開始後も、ステークホルダー間の議論の促進に取り組んでいない。例えば、太地町の追い込み漁・突き棒漁の許可者である和歌山県とは交渉せず、漁協に対しては交渉以前に敵意をもって接しており、話し合いを通じて状況を変えようとする様子は見られない⁽²⁰⁾。ある活動家は、自らが県庁に行くよりも、国際世論が圧力をかける方を望むと述べている(インタビュー、2011年9月28日、12月21日)。また、ほとんどの情報が英語で発信されており、地元地域の民主的意思決定に対する影響は限定的である。

コーヴ・ガーディアンズのリーダーが言うように、彼らが訴える先は欧米社会であり、日本人ではない(インタビュー、2011年12月21日)⁽²¹⁾。

この結果、活動家自身が認めるように、シー・シェパードは日本の反捕鯨団体との協力・支援関係を築けていない(インタビュー、2011年9月29日)。潜在的な支援者は不明だが、少なくとも前述のように、太地町において実際にシー・シェパードの直接行動に参加している日本人はいないと、関係者が異口同音に述べている。

太地のケースは、大企業等の強者が私益のために秘匿していた情報を公開するために、環境団体が直接行動に訴えるというような、Garnerなどが想定した状況とは異なる。現地活動家が発する情報の多くは既に公開されているものであり、直接行動に訴える必要はなく、捕鯨についてもむしろ地元の誇りとしてアピールしてきた。(直接行動の被害を避けるために、これまで特に隠すことが無かった漁の状況が非公開になったことを考えると、負の効果があったということも出来る。)

シー・シェパードの行動は、国際レベルにおける議論を促進したという意見も成り立つ。しかしその場合の「国際」は、概ね英語圏の国々に限られており、その議論も情報発信力の格差を背景とした、偏った(ないし誤った)ものに基づくことから、民主政への寄与としては疑問が残る⁽²²⁾。

ここで、直接行動の主体と客体(対象)の間の権力・影響力(の差)について考えてみることは意義があるだろう。そもそも弱者であることが不服従の行為を正当化する上での重要な要件であったはずである。まず財政面で、シー・シェパードは太地町漁協を大きく上回っている。特にクジラ戦争などのメディア戦略が奏功して2007年から2009年にかけて、総収入が\$3,372,540から\$9,818,429へと大幅にアップしたが、これは太地町漁協の総水揚げ高の約3倍にあたる⁽²³⁾。さらにシー・シェパードは、ボランティアとして多くの人的資源を動員している。彼らが直接行動に参加する費用(旅費など)は自費であり、電話やファックス、インターネットなどを通じた越境的な圧力についても当然ながら、団体の予算とは別である。もちろん、シー・シェパードが太地での行動にかかる労力は、全体の活動の一部であろう。しかしながら、太地町漁協や町役場にとっては尚更、本務ではない反捕鯨活動への対応に割ける資源は限られている。(実際に漁協の経済状況は厳しく、2007年に一度破産している。)こうした経済的な限界もあって漁協では、直接行動に対して十分な対応が取れない状況にある。

さらに重要なのは、各種メディアを使った情報発信力の格差である。シー・シェパードは既述のようにメディア戦略に長けているが、太地町側が英語を使ってICTで情報発信することには限界がある。仮に反論を一つずつ英訳したとしても、情報量は限られる上、自己主張することに慣れていないという文化的な問題もある(太地町漁協参与及び太地町役場職員、インタビュー、2011年9月28日・29日)。日本国内では漁業者側の意見も取り上

げて、抗議行動に批判的なメディアも見られるが、日本語媒体の国際的な影響力はあまりに小さく、シー・シェパードの支援者に届くとは考えにくい。

このように国際的なコミュニケーション力で圧倒的に優勢なシー・シェパードは、自らの利益に即して偏った情報を拡散している。例えばシー・シェパードは、太地町がゴンドウクジラを捕獲するのはIWC違反であり、また日本の捕鯨自体が「International Conservation Law」に反するとの虚報を用いて自らの活動を正当化している⁽²⁴⁾。シー・シェパードは未だにウェブサイトなどで、湾が血で赤く染まる写真を掲げて、太地の漁民が残虐な屠殺を行う非人道的な人々だという印象を与えようとしているが、太地では5年前からそうした形の漁は行っていない(フェロー諸島の捕鯨を参考に、血が出ない形に改善した)⁽²⁵⁾。また、シー・シェパードは2003年に網を切断した際に、イルカ15頭を救った一方で、罰金が二人合わせて80万円なので、(当時のレートで)一頭当たり533ドルでイルカを救ったとアピールしているが、実際には仕切り網は2重で、イルカは一頭も逃げていないという(浜口, 2005)。

不適切な情報収集を通じて、自らの利益に資する情報を発信することも多い。例えば、漁業者に対して長時間にわたって暴言を吐き(e.g. NHK 2011; テレビ朝日, 2011)、それに対する怒りの反応だけをインターネットで配信することによって、太地の関係者が非人道的だという印象を与えて、自らを正当化しようとしている。他にも、わざとぶつかってきて暴行されたと主張するなどの挑発行為が日常的に行われており(太地町役場職員, インタビュー, 2011年9月28日)、漁協関係者によれば、ザ・コーヴにおいても同様の手法が使われているという(NHK, 2011)。

シー・シェパードは前述のように、目的達成のために情報操作を奨励していることを考えると、これらはそれほど驚くべきことではないかもしれない。しかし今回のケースのように、情報発信能力の格差が大きい場合、シー・シェパードが発信する情報の真偽や適切さが問われることなく多くの人々に影響を与え、英語圏を中心に海外・国際社会においてはさらに抗議行動を行う側の力が強大になっていく。

こうした財政面・言語面・メディア活用能力の差を見ると、強者であるシー・シェパードが直接行動に訴える必然性は低いと言える。強者が弱者に対して直接行動を展開するのであれば、その動機の内容や可謬性が問われることなく、弱者に自らの考え・価値観を押し付けることが可能なケースもあるだろう。これは、これまで議論されてきたような、弱者が連帯して多国籍企業に抗議するという典型的な状況とは大きく異なるものである。

実際、国際社会が越境的な直接行動の動機と実践についてフェアに判断することは、現状のコミュニケーション能力の格差を考えると難しい。本稿のテーマに即して考えると、地理的・社会的・文化的に離れた海外における活動については、正確な情報が伝わりにくく、情報強者の都合の良い形で世論が形成される可能性が非常に高

いということであり、それは何処の民主化にも寄与しないだろう。加えて英語圏においては一定程度、クジラ戦争のような番組を通じてシー・シェパードは強者に立ち向かう英雄的なイメージが確立されてしまっている以上、客観的な判断は難しくなっている。

4.3 不服従の手法の正当性：非市民性の民主的影響

手法の正当性を考える上では、その行為が民主化という目的に照らして適切なものかどうかを判断する必要がある。例えば市民性・礼節を伴い、コミュニケーションに根ざした相互理解の増大をもたらすものでなければいけない。しかしながらこれまで見てきたように、太地における直接活動の内容はそれに反するものである。

前述のように活動家は、捕鯨側の人々を侮辱・挑発することを通じて、それらの人々が非人道的であり、配慮に値しない人間であるようなイメージを作り上げようとしている。実際に、コーヴ・ガーディアンズのリーダーは、「漁業者に対しては何ら敬意を持っていないし、軽蔑しか抱いていない。彼らを不快にすることなら喜んでし、彼らはそれに値する」(インタビュー, 2011年12月21日)と語っており、一見いじめにも見える行為も「楽しいから」行っていると述べている(テレビ朝日, 2011)。

基本的にコーヴ・ガーディアンズは、捕鯨全面禁止以外の選択肢は持たないため話し合いには応じない。たとえ漁業者側が交渉の場を設けても、カメラを入れて宣伝用の映像を撮ろうとするため話し合いは成立せず、また、立ち入り禁止地区における盗撮も止めないため、信頼関係が築けないという(インタビュー, 太地町漁協参与2011年9月29日; 太地町役場職員, 2011年9月28日)。

加えて、コーヴ・ガーディアンズの活動家は日本語を解さないため、議論すること自体が難しい。むしろ、日本語を解すとコミュニケーションが進んでしまうため、戦略的な観点からそれを避けているようである。コーヴ・ガーディアンズのリーダーは、日本語を解すメンバーがいると警察から日本の法律に関して細かい指摘を受けてしまうため、日本語でコミュニケーションが取れない方が法的な抜け穴(legal loopholes)が生まれるので都合が良いと述べている(インタビュー, 2011年12月21日)。

前述のように、もし少数派による市民的不服従が多数派の注目を集め、話し合いの促進や、長期的には民主的な統治に寄与するのであれば、そうした行為を擁護することも出来よう。しかしこの事例では、話し合い自体を除外した形で直接行動が開始されている。また、市民性を重視した抗議活動でないこともあり、現地での支援を動員することが出来ず、捕鯨をストップするという目的に反する影響を及ぼしている(4.4参照)。

4.4 不服従の影響の正当性

不服従の影響については、実際に捕鯨を抑制できるかどうか、また反捕鯨運動に悪影響を与えないかどうか、という2つの側面がある。

前者については、英語で国際的に訴えることを重視す

るシー・シェパードの行為が、実際に捕鯨を抑制していると主張することは難しい。もしクジラの命を救うことを重視するのなら、捕獲数がより多い場所（例えば和歌山県の6倍以上で日本全国の8割近くの捕獲頭数を占める岩手県）で行動すべきだろう。結局のところ太地を選ぶ理由は、追い込み漁がフォトジェニックであり、自らの利益（＝活動への支援増）に合うからではないだろうか（浜口, 2003; 吉岡, 2010; コーヴ・ガーディアンズのリーダーへのインタビュー, 2011年9月29日）。実際に網を切る行為もパフォーマンスにすぎず、クジラを逃がすのならばもっと深く切っているはずだという指摘もある（吉岡, 2010b）。

また、太地町における捕獲数にも今の所、大きな影響を与えていない。シー・シェパードは抗議活動によって捕獲頭数を減らすことができたと言え、多く、例えば2011年秋～冬に捕獲頭数が減ったのもそれが理由だと主張する（インタビュー, 2011年12月21日）。しかし現地の漁協関係者は、確かに抗議活動は漁業の妨げにはなるものの、水揚げ高の変化自体は気候によるものが大きく、実際その時期は活動家が増えるにしたがって捕獲数は増加したと述べている（インタビュー, 2011年12月22日）。おそらくは太地の捕鯨の将来に対しても抗議活動の影響は限定的で、過疎化や後継者問題、食生活の変化（鯨肉消費量の低下）などの諸要因の方が大きく作用するのではないだろうか。

後者については、シー・シェパードの直接行動は、英語圏の国々における反捕鯨活動は活発にしたかもしれないが、太地町／和歌山県内における、あるいは日本国内における反捕鯨活動にはマイナスだと考えられる。日本国内の反捕鯨団体は、シー・シェパードとは無関係であると強調しているが、同一視されると自らの活動に悪影響が及ぶと認識しているからだろう。シー・シェパードが行うような、環境団体によるラディカルな活動は日本においては皆無ではないもののポピュラーではない。加えて、太地のような地方の静かな一町村において外国人が行う過激な活動が、好意的に受け止められることは少ないだろう。

こうしたことから、日本においては過激な行為は逆効果であるとして、シー・シェパードの活動を批判的に捉える海外の団体もある（セーヴ・ジャパン・ドルフィンズのメンバー, インタビュー, 2011年12月21日）。セーヴ・ジャパン・ドルフィンズのリーダーであるオバリーは、「日本の草の根運動を盛り上げたい。棒で威嚇して命令するようなやり方では（捕鯨を）やめさせられないことに気付いた」と語っている⁽²⁶⁾。

しかし、越境的活動の場合（特にコミュニケーション能力に格差がある時）は、現地社会に悪影響を与えたとしても支援者にその情報が伝わりにくいため、支援者に対する責任・アカウンタビリティを負うことはない。（活動家・支援者・活動地域が同じ共同体に属していれば、その活動が社会に与える影響を比較的容易に知り得ることから、活動家への支援の増減となって現れるだろう。）

国際的な／海外の団体による不服従が与える影響を考える際には、こうした民主的問題点についても考慮する必要があるだろう。

5. おわりに

5.1 越境的な直接行動を正当化する要件

太地町におけるシー・シェパード（コーヴ・ガーディアンズ）の直接行動は、これまで直接行動や市民的不服従の理論が想定していたような状況とは異なり、異なる考え方を持つステークホルダー間のコミュニケーション・議論の促進に寄与することは無かったと言える。「民主政への寄与」という観点からマクファーレン（1977）が示した不服従の正当化規準の四点、すなわちその動機の公益性や直接行動（特に違法行為）に訴える必然性、直接行動の形態の適切さやその影響といった点に照らした検討の結果、太地町・和歌山県・日本国内・国際のどのレベルにおいても民主政への貢献は限定的であった。

太地町や和歌山県内で、シー・シェパードは既存の民主制の枠内で目的を達成しようとはせず、まず直接行動に訴える戦略を採った。その活動の非市民性やコミュニケーションを避けるような戦略は事態を進展させたとは言い難く、そもそも財政面やコミュニケーション能力で大きく上回るシー・シェパードが違法行為を含む直接行動に訴える必然性があつたかどうかは疑わしい。また、ラディカルな環境思想・手法の偏在性を含むグローバル社会における社会的・文化的相違にも関わらず、活動家は自らの動機の可謬性を軽視し、地元住民と相互理解を図ろうとはせず、支援や連帯を生み出すことも無かった。

国レベルでは、太地町における直接行動は反捕鯨活動にマイナスだとみなされ、国内の反捕鯨団体はシー・シェパードと距離を置いた。また、実際に直接行動が捕鯨を抑制したかどうかという点についても、今のところ目立った成果は見られない。

国際的なレベルにおいては、英語圏諸国において関心を引き起こした。しかしながら、情報発信力の格差を背景とした情報内容の偏りを考慮すると、それに起因する議論が民主的な面から評価できるとは言い難い側面がある。そうした議論が、ICTを使った直接行動を促し、遠く離れた太地の住民の生活に看過し難い影響を与えていることも省みる必要があろう。

太地の事例は、直接行動・市民的不服従に関わる理論の面で、検討すべき課題を提示している。すなわち、国際社会ではコミュニケーション能力に大きな格差（言語や情報通信技術など）が存在し、越境的な直接行動の正当性に関する判断が難しくなっているため、その点を考慮して理論を再構築しなければならない。英語やICT能力に秀でた主体にとって、情報をコントロールして、地理的・文化的に離れた支持者の理解を得る（そしてさらに資源を動員する）ことは容易である。特に、直接行動の対象がそうした能力に欠ける傾向があるローカルな主体である場合、深刻な問題となる。この場合、コミュニケーション強者の利益に沿う形で国際的な世論が作り上げら

れ、グローバル社会におけるマイノリティを抑圧し、その生活様式の変容を強制することもあるだろう。強者が弱者に対して直接行動を行い、圧力をかける事例があり得ることも、想定する必要がある。

以上のことから、今後の理論的考察、特に越境的な直接行動を正当化する（＝越境的な直接行動が民主的統治に貢献する）条件について、二つの示唆が得られるように思う。

一つは、直接行動が影響を及ぼす現地社会において、その動機・行為に対して一定程度の支持（者）があることが、越境的な直接行動を正当化する上で重要な要件になり得るという点である。異議申し立てが極度に抑圧されている政治体制下でない限り、この条件が満たされない場合は直接行動が民主化につながるとは考えにくい。もし支持が得られないのであれば、セーブ・ジャパン・ドルフィンズ代表の言葉にあるように、まず民主的制度に則った話し合い・コミュニケーションを通じて意識を変えようと努めることが求められる。

もう一つは直接行動の主体と客体の権力関係を慎重に検討すべき点である。直接行動は Carter (2005, p.239) が言うように、貧困層や周縁化された社会的弱者の選択肢であるべきである。越境的な状況下では、直接行動の正当性は、多様な主体や政治的状況などを考慮に入れる必要がある。

なお社会的強者・弱者の判断は難しいが、環境 NGO による直接行動については、特に注意が必要かもしれない。国際政治の舞台では既に環境 NGO は強い影響力を持っており、主要なアクターのひとつとなっている（例えば Wapner, 1996）。そうした団体は、しばしば巨大な組織であり、自らの利益のためにキャンペーンを行う抗議ビジネス (Jordan & Maloney, 1997) を展開しているとも指摘されている。さらに、（それらの多くが拠点を置く欧米においては特に）環境問題は弱者というよりも、中産層・富裕層にアピールする力が強い（例えば Dunlap & Mertig, 1992）。比較的裕福な層を代表する大規模な団体が、その資源を動員して、別の国・文化圏にあるマイノリティの生活に大きな影響を与えうるということは、民主政の考え方とは相反する。この危険性は、日本のような先進国におけるクジラ問題ではなく、途上国における生業に関わる問題に置き換えてみると、一層明確になるかも知れない。

5.2 今後の研究に向けて

上記の示唆を踏まえると、直接行動・市民的不服従の研究にとって、異なる状況下における事例分析を進めることは有益だろう。例えば、公海上の直接行動や、非民主的国家内の客体（の行為）を対象とした越境的な直接行動、民主国家内において現地の主体を巻き込んだ直接行動などの事例を比較検討することで、理論的な考察を推し進めることが出来るのではないだろうか。

また、グローバル市民社会ないしトランスナショナル・シチズンシップの研究にとっても、越境的な直接行動・

市民的不服従研究に資する本稿の事例は含意がある。グローバル化を背景に、市民社会やシチズンシップが越境的に拡大するという議論が近年展開されている。例えば Dobson (2003) は、持続不可能な国際的経済活動を通じて、人々はエコロジカル・シチズンシップとしての義務・責務を越境的に負っていると論じている。越境的なシチズンシップが存在するのであれば、その構成員にとって重要な問題に関わる越境的行動を支持することも出来よう。Carter (2007, p.128, p.135) などは、越境的な直接行動が国際的なコミュニケーション・論議を活性化し、越境的なシチズンシップの感覚を養うと論じている。

しかしながら、本稿で扱った太地町の事例は、異なる文化・社会間の対等なコミュニケーション・相互理解の難しさを示しており、直接行動が越境的なシチズンシップの醸成をもたらす、あるいは越境的な直接行動の前提となるトランスナショナルなシチズンシップが存在するという見方に疑問を投げかける。むしろウォルツァー (1993; 2006) などが展開する議論、すなわちシチズンシップに伴う責務の意識（不服従の責務も含む）は社会化を通して獲得されるため、都市や国家を越えた具体性を伴わないグローバル社会においてはシチズンシップが生まれにくいとする議論と共鳴するものがある。本稿がこの方面にもたらす知見は限られているが、調査を進めることで興味深い研究が可能かもしれない。

環境 NGO 研究の面では、太地における反捕鯨活動が浮き彫りにした、国内の反捕鯨団体とシー・シェパードの戦略上のコントラストが興味深い。日本における反捕鯨団体の自然観や活動戦略は諸外国のそれとどのように異なり、その規定要因はどういったものだろうか。また、その一戦略としての直接行動には、何らかの政治文化的・社会的制約があるのだろうか。同じ捕鯨国であるノルウェーの文脈で反捕鯨運動が盛んにならない理由 (Bailey, 2009) やグリーンピースが影響力をもてない理由 (Strømsnes, Selle & Grendstad 2009) についての考察に呼応するような研究が成り立つだろう。

捕鯨問題の研究では、これまでは捕鯨の是非そのものに関する議論が主だった。その一方で、捕鯨・反捕鯨に関わる国内の政治過程・政策過程についての経験的ないし事例研究は限られている。これは、国際的な政策論議、例えば IWC における政治的プロセスについて多くの研究が行われていることとは対照的である。反捕鯨運動が日本国内の捕鯨政策に影響を与えるためにどのような手段を用いており、それが正当ないし効果的なものであるかを考えるためには、現実の政治過程を理解することが必要である。本研究を今後、国・地方レベルにおける反対運動や意思決定についての経験的研究・事例研究につなげていくことも意義があるだろう。

政治過程という点では太地の事例は、民主政とラディカルな環境思想（ないしエコロジズム）との関係についての理論的な議論にも興味深い問いを投げかける。特に民主政と、動物解放論や生態系中心主義のようなラディカルな考え方はどこまで両立可能なのだろうか。換言す

ると、ラディカルな環境思想の観点から一層幅広い政治参加（本稿が不当としたような直接行動を含む）を正当化することは可能かもしれないが、それは民主政以外の政体を必要とするのだろうか。あるいは本稿のような従来の理解ではなく、ラディカルな形で民主政を捉える事で、そうした考え方も包摂することが出来るのだろうか。

例えば、エコロジカルな民主政を構想する際、動物の代理人に議席を与えるなどのユニークな制度が提案されてきた(Mills, 1996; Dobson, 1996)。この動物の代理人論は、直接行動の考察にも敷衍できるかもしれない。実際、コーヴ・ガーディアンの一人は動物の代理人であるとの意識を持っていると筆者に語ったことがある。

そこで太地町／和歌山県の事例を踏まえて、動物の代理人として直接行動を行うこと（及びそれを許容するラディカルな民主政を構想すること）が可能かどうか考察を進めることも出来よう。ウォルツァー(1993, p.87)が言うように、直接行動を代理として行う際には活動家たちは被抑圧者たちの意識に注意を払い、それによって導かれねばならないが、活動家は多様な鯨類の利益を十分に把握できるのだろうか⁽²⁷⁾。また、(現地の活動家ではなく)海外の活動家や、海外のNGOの現地支部(＝支援者は海外の人々)が、動物の代理人として適切かどうか等の点についても検討する必要があるだろう。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 24730111 の助成をうけたものです。

注

- (1) すなわち、一部の過激なエコタージュとエコテロリズムは、民主政の観点から正当化することが難しい。他の観点(ラディカルな環境思想等)からこうした活動が正当化できる可能性はあるが、民主政と直接行動の関係に注目する本稿では扱わない。一方で、ラディカルな環境思想を民主政に包摂する可能性については、本稿の最後に触れたい。
- (2) 動物解放論を主導する思想家も、その多くが直接行動には慎重な態度を取っており、非市民的行為についても批判的である。例えば Regan も、ガンジー的な非暴力不服従の態度を称賛している (Garner, 2004, p.247)。
- (3) この市民性の問題に関連して、法治国家において行為を正当化するためには、法に従って相応の裁きを受ける必要があるという議論もある。市民的不服従は、個々の法や個別の問題について挑戦しているだけで、法治国家であること自体に挑戦しているのではなく、法に対する忠誠を示すために (Rawls, 1971, p.366)、あるいは将来的な民主的秩序構築への協力の意思を示すために (Sabl 2001)、刑罰を受容するべきであるからである (市民性の議論については、鈴木, 2008, pp.224-228 を参照)。
- (4) わが国においても反戦などの文脈で市民的不服従が考

察されてきており(例えば寺島, 2004)、国家の正統性という観点から充実した論考(鈴木, 2008)もあるが、越境的なものに焦点を当てた政治学的考察は見当たらない。

- (5) 本節中の捕獲頭数のデータは、岩崎(2012)に基づく。
- (6) 漁協に関する情報は、インタビュー(2011年9月29日, 12月22日)及び、遠藤(2011)に基づく。
- (7) 本節における太地町の統計データは、太地町ウェブサイト (<http://www.town.taiji.wakayama.jp/>) から取得。(2011年3月20日閲覧)。
- (8) わが国では縄文時代からクジラを利用していたが、その捕獲方法は長い間、沿岸に寄ったクジラを入り江に追い込むような形であったと考えられている。しかし16世紀に入ると、漁船でクジラに近づき鉞を打ち込む形の捕鯨が登場し、17世紀に入ると捕鯨集団を作って組織的に網をかけて捕獲する「古式捕鯨」が行われるようになった。その嚆矢が1606年に、現在の太地町で作られた「鯨組」であるとされている。
- (9) 例えば、米連邦捜査局(FBI)の右の文書を参照。‘Federal Bureau of Investigation - Congressional Testimony’. US Federal Bureau of Investigation. (<http://www.fbi.gov/news/testimony/the-threat-of-eco-terrorism>) 12 February, 2002. (2012年5月3日閲覧)。
- (10) The IUCN Red List of Threatened Species <<http://www.iucnredlist.org/>> (2013年9月20日参照)。
- (11) なお、鯨類に限らず、基本的には全ての漁業に反対だという活動家も多い(インタビュー, 2011年11月29日)。
- (12) 動機については「クジラのみを対象とした行動の正当性」も検討すべきだが、この点は国内の直接行動にも当てはまる問題であることから、越境的活動に焦点を当てる本稿では扱わない。もし検討するならば、有感情生物や「生の主体」全てではなく、鯨類に絞って活動を行うことは「種差別」であり (Singer, 1990)、民主主義とは相容れないのではないかという疑問に答える必要がある。実際に、動物解放論者の理論的支柱である Singer や Regan もクジラのみを特別視することは無い。例えば、Regan の言う生の主体には、1歳以上の哺乳類全体が含まれる (Regan, 1984)。なおワトソンは、不服従の文脈において自身の動機の正当性を論じることはないだろう。捕鯨を認める国内法自体が、最も重要なエコロジカルな法則から見れば「違法」であり(＝捕鯨自体が法の不服従)、その法則に基づいて違法行為を取り締まる自身の行為が不服従になることは論理的にあり得ないと考えるからである (List, 1993, p.168)。
- (13) 管見の限り日本でクジラの権利・解放を明確に主張する団体は「エルザ自然保護の会」くらいである。同会と並んで、太地町の捕鯨に反対するイルカ&クジラ・アクション・ネットワーク (IKAN) は生態系保全の観点を強調しているように見える(少なくとも権利系の議論を強調しているわけではない)。なお、代表的

な反捕鯨団体であるグリーンピースは、沿岸捕鯨には力を入れていない。

- (14) IKAN の 声 明 (<http://ika-net.jp/ja/ikan-activities/coastal-small-whales/47-pressrelease20031125>) および、エルザ自然保護の会の声明 (<http://elsaenc.net/dolphihunt/futo2004/>) を参照。(2012年7月21日取得)。
- (15) ただし、大阪に住む外国人英語教師が個人で作っている「団体」はしばしば参加しているようである。
- (16) シー・シェパード(コーヴ・ガーディアンズ)、セーブ・ジャパン・ドルフィンズ個人の Facebook・ブログ・ツイッターの情報に基づく。
- (17) シー・シェパードは、現在行われている追い込み漁が漁法として歴史が浅いことのみを指摘して、文化的主張は成立しないとしている。(http://www.seashepherd.org/cove-guardians/cetacean-kill.html 参照)。
- (18) Habermas (1985) なども同様の指摘をしている。可謬の問題については鈴木 (2008) も参照のこと。
- (19) 活動家は捕鯨を人権侵害になぞらえて、自らの反捕鯨活動を正当化することがある。すなわち、人権侵害に抗議する直接行動も、人権の価値が文化的・社会的違いに関わらず普遍的に認められるようになるまでは批判を受けたように、反捕鯨直接行動の正当性も、現在の(文化的・社会的)価値観によって判断されるべきではないという主張である。
- しかしながら、人権侵害に抗議する直接行動・公民権運動は、虐げられてきた人々自身の参加を伴っている点で捕鯨問題とは大きく異なり、当該コミュニティ内の支持というこの規準に照らしても、同一に扱えるものではない。
- (20) なお、近隣の右翼団体の仲介で、一度だけ町長等とシー・シェパードの間で公開討論会が開かれたことがあるが、むしろその団体の宣伝活動となり、建設的な議論にはなっていない(吉岡, 2011)。
- (21) 現状では、政策決定者の殆どは捕鯨推進派である。太地町長や和歌山県知事は捕鯨を推進しており、地元選出の国会議員も衆参両院ともに捕鯨に協力的な態度をとっている。ザ・コーヴでは捕鯨に反対する町議がいるように描かれていたが、この町議は捕獲したクジラの汚染状況調査および住民の健康診断の実施と、(民業を圧迫しないために)捕鯨に対する税金投入の停止を訴えているのであって、反捕鯨運動に屈せず堂々と捕鯨を行うべきだという趣旨の見解を様々な場で述べている(例えば、平成21年第一回太地町議会定例会議録, p.40を参照)。
- (22) 太地町の捕鯨を擁護する立場から英語で情報発信する、町民以外のブログ等(抗議活動に反発する町外の人々の手によるもの)が少ないながらも出てきていることから、捕鯨賛成派・反対派間の国際的議論の活性化に全く寄与していないとはいえない。しかしこれらが、世界的な反捕鯨運動/団体に対抗して議論出来るだけの情報発信力を有しているとは言い難い。
- (23) シー・シェパードの財政的な情報は、Charity Navigator

(<http://www.charitynavigator.org/>)に基づく(2011年12月1日取得)。太地町漁協の情報は、インタビュー(2011年12月22日)に基づく。

- (24) シー・シェパードのウェブサイト (<http://www.seashepherd.org/cove-guardians/targeted-cetaceans.html>) および (<http://www.seashepherd.org/japan/>) を参照。
- (25) コーヴ・ガーディアンズのウェブサイト (<http://www.seashepherd.org/cove-guardians/>) を参照のこと。なお、映画ザ・コーヴでも誤った情報が使われているとされている。例えば、和歌山県による『イルカ漁等に対する和歌山県の見解』を参照のこと。(http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071500/iruka/dolphin_fishery.pdf)。
- (26) The Denver Post, 'A year after "The Cove" Oscar, Taiji activists shift tactics', 2 March 2012, http://www.denverpost.com/movies/ci_17505149 (2012年6月21日取得)。
- (27) ただし太地の例を見る限り、「種の生存や繁栄等の重要な点に関しては確実にその種の利益を把握できる」という Dobson (1996, p.137) の意見ほど、現実には単純ではないように思える。例えば太地では、イルカの子も捕食するとされるオキゴンドウも捕獲するが、捕食される種にとってはオキゴンドウの捕獲が利益になるかもしれない。そうした多様な利益を反映することは難しいのではないだろうか。

引用文献

- Bailey, J. L. (2009). Norway, the United States, and Commercial Whaling: Political Culture and Social Movement Framing. *Journal of Environment Development*, 18(1), 79-102.
- Bay, C. (1967). Civil Disobedience: Prerequisite for Democracy in Mass Society. In: David Spitz (ed.) *Political Theory and Social Change*. New York: Atherton Press, 163-183.
- Carter, A. (2005). *Direct Action and Democracy Today*. Cambridge: Polity Press.
- Carter, A. (2007). Transnational Citizenship and Direct Action. In: W. Hudson & S. Slaughter (eds.) *Globalisation and Citizenship: The Transnational Challenge*. London: Routledge, 128-136.
- クリック, B., 添谷育志・金田耕一(訳)(2003). 現代政治学入門. 東京: 講談社. (B. Crick & T. Crick. *What Is Politics?* London: Edward Arnold, 1987.)
- Dobson, A. (1996). Representative Democracy and the Environment. In: W.M. Lafferty & J. Meadowcroft (eds.) *Democracy and the Environment: Problems and Prospects*. Cheltenham: Edward Elgar, 124-139.
- Dobson, A. (2003). *Citizenship and the Environment*. Oxford: Oxford University Press.
- Dunlap, R.E. & Mertig, A.G. (eds.) (1992). *American Environmentalism: The U.S. Environmental Movement, 1970-1990*. Bristol, PA: Taylor and Francis.
- 遠藤愛子(2011). 変容する鯨類資源の利用実態—和歌山県太地町の小規模沿岸捕鯨業を事例として—. 松本博之(編) 海洋環境保全の人類学. 国立民族学博物館調

- 査報告 97, 237-267.
- Fielding, R. (2010). *Artisanal Whaling in the Atlantic: A Comparative Study of Culture, Conflict, and Conservation in St. Vincent and the Faroe Islands*. PhD Dissertation, Department of Geography and Anthropology, Louisiana State University.
- Garner, R. (2004). *Animals, Politics and Morality, 2nd ed.* Manchester: Manchester University Press.
- Goodwin, B. (1992). *Using Political Ideas, 3rd ed.* Chichester: John Wiley and Sons.
- Habermas, J. (1985). Civil Disobedience: Litmus Test for the Democratic Constitutional State. *Berkeley Journal of Sociology*, 30, 95-116.
- 浜口尚 (2005). 海の蛮人騒動記—シー・シェパードによる鯨・イルカ類追い込み漁仕切り網切断事件をめぐって—。園田学園女子大学論文集, 39, 41-52.
- 浜野喬士 (2009). エコ・テロリズム—過激化する環境運動とアメリカの内なるテロ—. 洋泉社.
- Hettinger, N. (2003). Environmental Disobedience. In: D. Jamieson (ed.) *A Companion to Environmental Philosophy*. Blackwell Reference Online. http://www.blackwellreference.com/subscriber/tocnode?id=g9781405106597_chunk_g978140510659738 (2011年9月13日取得).
- 石川高志 (2004). 環境保護団体「シー・シェパード」. 治安フォーラム, 10(6), 27-34.
- 岩崎俊秀 (2012). 小型鯨類の漁業と資源管理 (総説). 平成23年度国際漁業資源の現況 (45), 45.1-45.4. 水産庁・水産総合研究センター. http://kokushi.job.affrc.go.jp/H23/H23_45.pdf.
- Jordan, G. & Maloney, W. (1997). *The Protest Business? Mobilizing Campaign Groups*. Manchester: Manchester University Press.
- Kalland, A. (2009). *Unveiling the Whale: Discourses on Whales and Whaling*. New York, Berghahn Books.
- Liddick, D.R. (2006). *Eco-Terrorism: Radical Environmental and Animal Liberation Movements*. Westport, CT: Praeger.
- List, P.C. (ed.) (1993). *Radical Environmentalism: Philosophy and Tactics*. Belmont, CA: Wadsworth.
- マクファーレン, L., 斉藤寿・西修・岩下栄一 (訳) (1977). 政治的不服従論—抵抗権の諸問題—. 早稲田大学出版部. (L. Macfarlane. *Political Disobedience*. London and Basingstoke: Macmillan, 1971.)
- Mills, M. (1996). Green Democracy: The Search for an Ethical Solution. In: B.Doherty & M. de Geus (eds.) *Democracy and Green Political Thought*. London: Routledge, 97-114.
- NHK (日本放送協会) (2011). クジラと生きる. NHK スペシャル, 2011年5月22日放送.
- 野村康 (2010). 環境政治. 竹内恒夫・高村ゆかり・溝口常俊・川田稔 (編) *社会環境学の世界*. 日本評論社, 1-18.
- Rawls, J. (1971). *A Theory of Justice*. Cambridge: Harvard University Press.
- Regan, T. (1984). *The Case for Animal Rights*. London: Routledge.
- Sabl, A. (2001). Looking forward to Justice: Rawlsian Civil Disobedience and its Non-Rawlsian Lessons. *Journal of Political Philosophy*, 9 (3), 307-330.
- 佐々木正明 (2010). シー・シェパードの正体. 扶桑社.
- Singer, P. (1973). *Democracy and Disobedience*. Oxford: Oxford University Press.
- Singer, P. (1990). *Animal Liberation, 2nd ed.* London: Cape.
- Strömmsnes, K., Selle, P., Grendstad, G. (2009). Environmentalism between State and Local Community: Why Greenpeace Has Failed in Norway. *Environmental Politics*, 18(3), 391-407.
- 鈴木正彦 (2008). リベラリズムと市民的不服従. 慶応義塾大学出版会.
- 寺島俊穂 (2004). 市民的不服従. 風行社.
- テレビ朝日 (2011). 報道発ドキュメンタリー宣言. 2011年2月5日放送.
- Vanderheiden, S. (2008). Radical Environmentalism in an Age of Antiterrorism. *Environmental Politics*, 17 (2), 299-318.
- ウォルツァー, M., 山口晃 (訳) (1993). 義務に関する11の試論—不服従、戦争、市民性—. 而立書房. (M. Walzer. *Obligations: Essays on Disobedience, War, and Citizenship*. Cambridge: Harvard University Press, 1970.)
- ウォルツァー, M., 小茂田宏 (訳) (2006). アメリカ人であるとはどういうことか—歴史的自己省察の試み—. ミネルヴァ書房. (M. Walzer. *What It Means to Be an American*. New York: Marsilio Publishing Corporation, 1996.)
- Wapner, P. (1996). *Environmental Activism and World Civic Politics*. Albany: State University of New York Press.
- Watson, P. (1993a). *Earthforce! An Earth Warrior's Guide to Strategy*. La Cañada, CA: Chaco Press.
- Watson, P. (1993b). Raid on Reykjavik. In: P.C. List (ed.) *Radical Environmentalism: Philosophy and Tactics*. Belmont, CA: Wadsworth, 172-176.
- Welchman, J. (2001). Is Ecosabotage Civil Disobedience? *Philosophy & Geography*, 4(1), 97-107.
- 吉岡逸夫 (2010). 「ザ・コーヴ」上映後の太地町、嵐の中の静けさ. 創, 2010年12月, 102-107.
- 吉岡逸夫 (2011). 白人はイルカを食べてもOKで日本人はNGの本当の理由. 講談社.

(受稿: 2013年10月2日 受理: 2013年11月7日)